

改 正 後	改 正 前
(代替資産等の取得の日) 31・32 共 - 7。 (1)。 (2)、第37条の 5((既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例))、第37条の 7((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))又は第37条の 9 の 2(<u>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例</u>))の規定の適用を受けた買換え資産、交換取得宅地若しくは譲受け宅地又は交換取得土地建物等若しくは譲受け土地建物等 これらの資産の実際の取得の日 措置法第 31条の 2 ((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)) (都市基盤整備公団等に対する土地等の譲渡) 31の 2 - 4 <u>都市基盤整備公団</u>、土地開発公社又は。 (1)、<u>都市基盤整備公団</u>、土地開発公社又は。 (2) <u>都市基盤整備公団</u>、地方住宅供給公社又は。 (削 除)	(代替資産等の取得の日) 31・32 共 - 7。 (1)。 (2)、第37条の 5((既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例))又は第37条の 7((大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))の規定の適用を受けた買換え資産、交換取得宅地若しくは譲受け宅地 これらの資産の実際の取得の日 措置法第 31条の 2 ((優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)) (住宅・都市整備公団等に対する土地等の譲渡) 31の 2 - 4 <u>住宅・都市整備公団</u>、土地開発公社又は。 (1)、<u>住宅・都市整備公団</u>、土地開発公社又は。 (2) <u>住宅・都市整備公団</u>、地方住宅供給公社又は。 (国土利用計画法の許可等を要しない場合の不適用) 31の 2 - 19 <u>国土利用計画法第14条第 2 項((土地に関する権利の移転等の許可))又は第23条第 2 項((土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出))若しくは第27条の 4 第 2 項((注視区域における土地に関する権利の移転等の届出))(第27条の 7 第 1 項((監視区域における土地に関する権利の移転等の届出))において準用する場合を含む。) の規定により</u>